は現物出資法人をいう。次号及び次項」に改め、「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）」を削り、同項第二号中「（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）」を削り、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　前項に規定する月別売上金額とは、その合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開始した各事業年度の売上金額（分割等（分割又は現物出資をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。）の日を含む事業年度（以下この項及び第三十一項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の売上金額）をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の売上金額とみなした場合における当該売上金額をいう。

第二十七条の四第三十七項中「又は現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）で」を「又は現物出資法人をいう。以下第二号において同じ。）で」に改め、「おいて、」の下に「当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移転売上金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは、」を加え、「第三十五項」を「第二十七項」に、「分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の売上金額を移転売上金額と移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しているときは、その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等」を「当該法人」に、「及び当該分割承継法人等の」を「又は」に、「前項」を「第二十八項」に、「分割法人等又は分割承継法人等」を「法人」に改め、同項第一号イ中「移転売上金額」の下に「（当該書類に記載された金額に限る。ロ及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号イ中「第二十二項に規定する」及び「（ロにおいて「月別移転売上金額」という。）」を削り、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31　前項に規定する月別移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転売上金額をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の移転売上金額とみなした場合における当該移転売上金額をいう。

32　前二項に規定する移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額を合理的な方法により移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した場合における当該移転事業に係る売上金額をいう。

第二十七条の四第三十八項を削り、同条第三十九項中「第十八項から第二十二項まで、第二十七項、第二十八項及び第三十五項から第三十七項まで」を「第十九項、第二十項及び第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十項中「、第十八項から第二十三項まで及び第三十六項」を「及び第二十八項」に改め、「、基準年度比売上金額減少割合には基準年度比合算売上金額減少割合を」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第四十一項を同条第三十五項とする。

第二十七条の六第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第二号中「同項第一号」を「同項第二号」に改め、同項第三号中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十二条の六第一項第四号」を「第四十二条の六第一項第五号」に改め、「事業」の下に「とし、法第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含む。第十項において同じ。）をいう。）の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十二条の六第一項第二号」を「第四十二条の六第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の六第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。

二　要する人件費が少額なサービス業として財務省令で定める事業（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものであること。

第二十七条の六に次の二項を加える。

10　国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

11　第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十七条の十二の四第一項を削り、同条第二項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改め、同条第六項第一号中「第十三項第二号ニ」を「第十三項第二号ホ」に改め、同条第十三項第二号イ中「公益法人等又は内国法人である」を「新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は」に、「新たに収益事業を」を「その」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

第二十七条の十三第十四項第一号中「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改める。

第二十八条第一項中「次項及び第三項」を「次項第一号及び第四項」に、「次項及び第五項」を「次項第二号及び第五項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一　海洋運輸業の用に供される船舶（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約（次号において「匿名組合契約等」という。）の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの（その船舶貸渡業を営む法人の法第四十三条第一項第一号イに規定する認定先進船舶導入等計画に記載された海上運送法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶に該当するものを除く。）で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものを除く。）

二　沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）